

件名	愛媛県官民共創推進基金条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 官民共創の推進による課題の解決等を通じた本県の未来の創生に資する事業の実施に要する経費の財源に充てるため、官民共創推進基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金への積立額 39.4億円</p>	